

令和6年度 住宅除却費補助事業のご案内

受付期間：令和6年5月1日（水）～5月31日（金）
募集戸数：1戸

※受付期間内に募集戸数を超えた場合、抽選を行うことがあります。

千葉市では、**昭和56年5月31日以前**に設計・建設された住宅で、**耐震診断の結果「倒壊する危険性が高いもの」**について、除却工事をこれから行う方に費用の一部を補助します。

申請前に着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

■ 除却工事とは

昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された住宅で、耐震診断（※）の結果、倒壊する危険性が高いもの（木造住宅の場合**上部構造評点が0.7未満**、又は「**耐震診断調査票**」で倒壊の危険性があると判断されたもの、非木造住宅の場合**構造耐震指標Is値が0.3未満**）について、住宅を全て解体し除却する工事をいいます。

※ 除却工事を行う住宅が木造住宅の場合で、耐震診断をこれから行う方は、耐震診断に要する費用の一部を補助する制度（木造住宅耐震診断費補助制度）がありますので、ご検討ください。

千葉市

住宅除却補助事業

受付期間 5月1日(水)～5月31日(金)

募集戸数 1戸

1 補助の条件

■ 申請者及び住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 耐震診断の結果、木造住宅の場合は上部構造評点が0.7未満、又は「※耐震診断調査票」で倒壊の危険性があると判断されたもの
非木造住宅の場合は構造耐震指標Is値が0.3未満であること
- 申請者自らが所有していること
- 昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された住宅であること
- 市税の滞納がないこと

- ・兼用住宅（住宅部分が過半のものに限る）、共同住宅、長屋も対象となります。
- ・補助金の交付は、1申請者1回限りです。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外です。
- ・外構の除却工事は対象外です。
- ・法人の方は対象外です。

※「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」で倒壊の危険性があると判断されたものです。「耐震診断調査票」は、申請者自らが診断することができます。

■ 除却工事を行う者（施工者）の条件 次のいずれかに該当すること

- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者
- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた者

2 補助額

工事費の23%。ただし、20万円が限度。
(密集住宅市街地の場合は30万円が限度。)

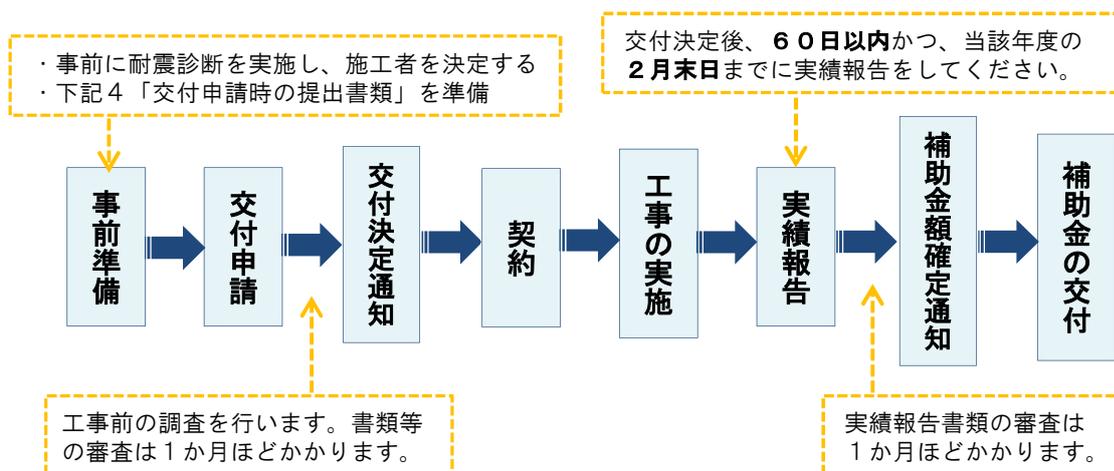
表1 密集住宅市街地一覧

No	地区名	No	地区名
1	院内2丁目・道場北1丁目地区	8	道場南1・2丁目地区
2	旭町・亀井町地区	9	穴川2・3丁目地区
3	亀井町地区	10	稲毛東5丁目地区
4	葛城2・3丁目地区	11	検見川2・3・5丁目地区
5	椿森1丁目地区	12	幕張町1・2・3・4丁目地区
6	椿森3丁目地区	13	稲毛2・3丁目地区
7	弁天2丁目地区		

※ 密集住宅市街地に該当するかの確認は、建築指導課（Page.3の連絡先を参照）までお問い合わせください。

3 除却工事の申請の流れ

交付決定後に契約し、工事に着手してください。事前に契約、着手した場合は、補助できません。



4 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付申請書（様式第46号）
診断士	<input type="checkbox"/> 耐震診断報告書*1
診断士 又は 申請者	<input type="checkbox"/> 現地調査の写真*2 <input type="checkbox"/> 平面図*2 ※ 詳細は下の「診断士が作成する交付申請時の提出書類について」を参照
施工者	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書 <input type="checkbox"/> 建設業許可書、又は解体工事業者の登録通知書等の写し
法務局	<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書
区役所等	<input type="checkbox"/> 滞納無証明書 *3
—	住宅が共有の場合のみ提出する書類 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の委任状 <input type="checkbox"/> 共有者（全員）の滞納無証明書 *2

*1 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（別記様式第15号）の提出により省略ができる。その場合、職員が現地調査を行うことがあります。

*1,2 同一年度内に耐震診断の補助を受けていた場合、提出は省略できます。

*3 個人情報確認同意書（別記様式第1号）の提出により省略できます。

注意 交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

■ 診断士が作成する交付申請時の提出書類について

○ 現地調査の写真について

- ・ 全景、基礎、外壁、各部屋、床下、天井裏等を撮影すること
- ・ 確認した筋交等については、リボンテープ等を沿えて寸法が確認できるように撮影すること
- ・ 既存図面と整合が取れない又は既存図面が無い場合は、全数実施調査を行うこと
- ・ その他、鉄筋センサー、シュミットハンマー等、診断に必要なデータを収集した際の写真を撮影すること

○ 耐震診断報告書について

- ・ 木造住宅において、診断ソフトを使用する場合は、（財）日本建築防災協会の認定を受けたものであること
- ・ 耐震診断士の氏名、押印があること

○ 平面図について

- ・ 建物の規模、間取り等がわかるもの

5 実績報告時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助事業実績報告書（様式第55号） <input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付請求書（様式第57号）
	＊代理受領の場合、様式第57号に代えて以下の書類を提出 <input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付請求書（様式第57号の2） <input type="checkbox"/> 代理請求及び代理受領委任状（別記様式第11号）
施工者	<input type="checkbox"/> 工事写真（解体前後の写真）
申請者	<input type="checkbox"/> 工事の契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事の領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込依頼書（申請者と同じ名義の銀行口座に限る）

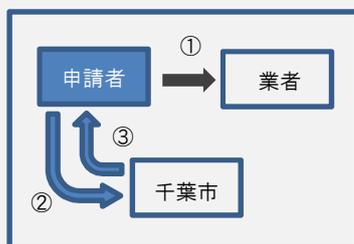
注意 交付決定後、補強内容等に変更が生じる場合は、事前に建築指導課へご連絡ください。

*代理受領について

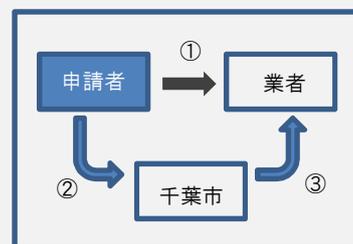
申請者が除却工事の施工業者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。通常、申請者へお支払する補助金を直接千葉市から施工業者へお支払することで、申請者は除却工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、初期費用の負担を軽減することができます。

代理受領のフロー図（除却工事費100万円、補助金20万円の場合）

【通常の流れ】



【代理受領の流れ】



- ①申請者から施工業者へ100万円支払い
 ②100万円の領収書の写しを千葉市へ提出
 ③千葉市から申請者へ20万円支払い

- ①申請者から施工業者へ80万円支払い
 ②80万円の領収書の写しを千葉市へ提出
 ③千葉市から施工業者へ20万円支払い

※通常の流れと代理受領の流れのどちらかを選択することができます。

お問い合わせ先・申請先

千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎低層棟4階
 TEL: 043-245-5836 FAX: 043-245-5887
 Eメールアドレス shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市 除却工事 補助

検索